

最近の大規模自然災害・火災爆発事故への対応 及びこれを踏まえた消防防災体制の整備

1. 伊豆大島の土砂災害を踏まえた危機管理体制及び訓練の充実

(1) 災害の概要

平成25年10月11日に発生した台風第26号は、同月16日明け方に大型で強い勢力のまま伊豆諸島北部を通過し、三陸沖で温帯低気圧になった。

東京都大島町（伊豆大島）では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降るなど、24時間雨量が824ミリに達する記録的な大雨となった。この影響により、大規模な土石流が発生し、死者40名、行方不明者3名という甚大な被害が発生した。

(2) 政府の対応及び消防機関の活動

ア 政府全体の対応

政府では、平成25年10月16日午前7時06分に官邸に情報連絡室を設置した。同日午前9時には安倍内閣総理大臣から、被害状況の把握、救助活動、災害応急対策等に関する指示が発せられ、午前11時30分には、関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況、各省庁の対応状況等について情報共有を行った。

その後、台風第27号の接近を踏まえて、関係省



伊豆大島上空からの被害状況

庁と大島町が一体となった迅速かつ的確な災害応急対策の実施を目的として、10月19日午後2時、大島町役場に内閣府官房審議官（防災担当）を室長とする現地災害対策室を設置した（同年10月28日に現地連絡調整室となり、10月31日に閉室）。

イ 消防庁の対応

消防庁では、台風第26号の接近に備え、平成25年10月15日午後6時00分に「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置、翌16日午前10時00分には、伊豆大島における土砂災害の状況を踏まえ、消防庁次長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」に改組し、東京都、大島町及び大島町消防本部に対して適切な対応及び被害状況の報告を求めるとともに、情報収集を実施した。

その後、同日午前11時55分に東京都知事から消防組織法に基づき応援要請を受け、1都4県の知事（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県）に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。

また、発災直後から延べ8人の消防庁職員を大島町災害対策本部に派遣し、被害状況の確認、緊急消防援助隊に関する調整等を実施した。

ウ 緊急消防援助隊の活動

活動概要は以下のとおりである（特集3-1表）。

(ア) 派遣期間

平成25年10月16日から同年10月31日まで（16日間）

(イ) 活動規模

a 479隊 2,055人

特集3-1表 活動規模（延べ人数）

緊急消防援助隊	活動規模
東京消防庁指揮支援隊	17隊 51人
埼玉県大隊（1消防本部、埼玉県防災航空隊）	49隊 266人
千葉県大隊（1消防本部）	62隊 236人
神奈川県大隊（2消防本部）	275隊 1,163人
静岡県大隊（7消防本部、静岡県消防防災航空隊）	76隊 339人
合計（12消防本部、2県消防防災航空隊）	479隊 2,055人

b 活動規模のピーク

33隊 145人（平成25年10月20日）

(ウ) 主な活動内容

a 指揮支援部隊は、大島町災害対策本部において情報収集を実施した。また、消防をはじめ自衛隊や警察などの関係機関で構成する調整会議において、活動エリアの区割りなど他機関との調整を実施した。

b 航空部隊は、上空からの被害情報の収集、隊



大島町災害対策本部会議
(平成25年10月25日・大島町)



緊急消防援助隊による夜間活動
(平成25年10月17日・大島町)
(横浜市消防局提供)



消防団による重機を活用した活動支援
(平成25年10月19日・大島町)
(横浜市消防局提供)

員及び資機材の輸送を実施した。

c 陸上部隊は、土砂災害現場における被害情報の収集、行方不明者の捜索及び救出活動を実施した。

エ 東京消防庁・東京都大島町消防応援協定に基づく応援

活動概要は以下のとおりである。

(ア) 出動期間

平成25年10月16日から同年11月8日まで（24日間）

(イ) 活動規模

a 全体（延べ人数）

東京消防庁 2,645人

b 活動規模のピーク

東京消防庁 150人（平成25年10月18日）

(ウ) 主な活動内容

a 航空部隊は、島外への救急搬送、隊員及び資機材の輸送を実施した。

b 陸上部隊は、土砂災害現場における被害情報の収集、行方不明者の捜索及び救出活動を実施した。

オ 地元消防機関の活動

大島町消防本部及び消防団は、台風接近に備え、平成25年10月16日午前1時から警戒態勢とし、災害発生後は、被害情報の収集を行うとともに、行方不明者の捜索、救出及び救急搬送を実施した。また、消防団は重機を活用し、緊急消防援助隊等の活動を支援した。

カ 関係機関との連携

被災地が離島（伊豆大島）であったことから、緊急消防援助隊等の出動にあたり、航空自衛隊の輸送機（C-1及びC-130H）の支援により、迅速に隊員、車両及び資機材を投入した（特集3-2表）。

特集3-2表 自衛隊輸送機による隊員等の輸送

輸送日	部隊	輸送内容
10月16日	東京消防庁	車両2台、隊員21人
10月17日	神奈川県大隊	車両4台、隊員13人
10月19日	静岡県大隊	車両3台、隊員13人
	埼玉県大隊	車両1台、隊員2人
10月20日	東京消防庁	車両2台
	神奈川県大隊	車両1台、隊員2人
	埼玉県大隊	隊員6人
(合計)	1都3県	車両13台、隊員57人



C-1 輸送機から降りる消防車両
(平成25年10月19日・大島町)

また、活動については、自衛隊や警察などの関係機関から延べ2万人を超える隊員が派遣されたが、活動エリアを分担するなど消防と連携し、行方不明者の捜索、救出活動等を実施した。

(3) 災害を踏まえた地方公共団体の危機管理体制及び訓練の充実

伊豆大島で発生した土砂災害の報道においては、市町村の初動対応における課題について指摘がなされた。

自然災害等の危機管理事態発生時において、地方公共団体、とりわけ市町村の対応の適否は、時には住民の命に直結することになる。

市町村を含めた地方公共団体の総合的な危機管理体制については、平成25年度に消防庁において調査を実施した(特集3-1図)。

これにより、市町村の危機対応の能力には、市町村間で大きな差があることが判明したところである。

これらのことを踏まえ、消防庁では、平成26年度から新たに市町村長を対象とした防災・危機管理トップセミナーを実施するのをはじめ、防災・危機管理担当者を対象とした研修を強化するなど、市町村に対する支援を充実させることとしている。

ア 防災・危機管理トップセミナーの開催

市町村の危機対応の能力の最も大きな決定要因が、危機が発生した場合に陣頭指揮をとることが求められる市町村長のリーダーシップであることを踏まえ、消防庁では、平成26年度から新たに、市町村長を対象とした防災・危機管理トップセミナーを実施している。

平成26年6月4日には、全国より約190人の市

長参加の下に、内閣府とともに「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催した。地域の防災について訓練を重ねることや、非常時にはトップである市長が全責任を負う覚悟で陣頭指揮をとることが重要であることなどを周知したほか、過去の災害に際し、陣頭指揮に当たった経験を持つ市長等を招き、講演を行った。

防災・危機管理トップセミナーの開催に当たっては、災害等の危機事態において、市町村長の心構えやどのような行動をとるべきかなどを「市町村長の危機管理の要諦」(特集3-2図)として、テキストにまとめている。これまでの市町村長の災害対応における成功した事例、失敗した事例とともに、災害を経験した市町村長の体験談を多く盛り込んだ内容となっている。

また、都道府県においても、市町村長を対象とした「都道府県防災・危機管理トップセミナー」を、福井県を皮切りに順次開催している。各都道府県は、市長会及び町村会の会議等に併せて開催するなど、関係機関と連携を図りながら実施している。

イ 防災・危機管理研修会の実施

危機事態発生時において、地方公共団体の職員は普段の業務とは異なる危機対応業務を、時間的な猶予がない中で処理することを余儀なくされる。危機対応の経験がない職員は、研修を繰り返すことによって、危機への意識を高め、対応能力を高めていくことが重要である。

このため、消防庁では、地方公共団体における危機管理担当職員等の危機対応の能力の向上を図るため、平成26年度より、全国各地において、「防災・危機管理研修会」を開催し、都道府県及び市町村の危機管理担当職員等が防災・危機管理の基礎知識等を速やかに習得できるよう取り組んでいる。

ウ 実践的な防災訓練の普及

危機が発生した時に適切な対応ができるには、日ごろから過酷な事態における対応について議論を重ねるとともに、実践的な訓練を定期的に行うことが重要である。

消防庁では、実践的な防災訓練の普及に向け、地方公共団体の行う防災訓練について、他の地方公共団体のモデルとなる事例の調査を行った。地方公共団体等に対して情報提供を行うことにより、防災訓

特集3-1図 地方公共団体における総合的な危機管理体制に関する調査

I 危機管理組織

○危機管理専門幹部の配置

※「危機管理専門幹部」とは、全庁的または部局横断的な取り組みを行う必要があるような危機管理事案の対応を主たる業務とし、事案発生時には首長を補佐する部長または部次長(局制の場合は局長または部長)以上に相当する職員を指します。
(例)…「危機管理監」、「防災局長」、「危機管理対策部長」、「理事(危機管理担当)」等

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	市区合計
配置している	100%	100%	79%	63%	83%	29%	36%
配置していない	0%	0%	21%	38%	17%	71%	64%

○危機管理担当部署の組織規模

※危機管理担当部署とは全庁的または部局横断的な取組を行う必要がある危機管理事案が発生した場合に、主たる業務として、全庁的な連絡調整を担当する部署を指します。

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
課・室レベル以上で設置	100%	100%	95%	90%	100%	64%	19%	11%	41%
局・部レベルで設置	47%	75%	26%	33%	39%	6%			5%
課・室レベルで設置	53%	25%	69%	58%	61%	58%	19%	11%	36%
係・班レベルで設置	0%	0%	5%	8%	0%	26%	40%	21%	30%
部署としては設置せず専任職員を配置			0%	0%	3%	0%	2%	5%	4%
部署としては設置せず兼任職員を配置			0%	0%	0%	0%	7%	36%	63%

II 危機管理事案発生時の体制

○危機管理担当部署における宿日直体制

※消防による宿日直体制に加え、危機管理担当部署において実施しているもの(複数回答)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
職員により対応している	94%	40%	19%	13%	91%	21%	40%	58%	34%
危機管理担当部署の職員により対応している	89%	40%	10%	5%	35%	7%	14%	27%	13%
危機管理担当部署以外の職員により対応している	55%	25%	12%	8%	83%	19%	37%	53%	31%
職員以外の人員により対応している(外部委託・守衛等)	21%	25%	69%	60%	22%	78%	67%	42%	68%

○職員参集訓練の実施状況及び訓練対象

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
年に複数回実施	6%	25%	2%	5%	4%	3%	3%	1%	3%
年に1回実施	49%	25%	33%	50%	57%	38%	29%	30%	34%
実施していない	45%	50%	62%	45%	39%	58%	68%	69%	63%
基本的に全職員を対象としている	23%	40%	67%	36%	14%	59%	76%	86%	66%
危機管理担当部署の職員など、特定の職員	77%	60%	33%	64%	86%	41%	24%	14%	34%

※「実施状況」については、上記以外の頻度で行っている団体もあるため、必ずしも総数とは一致しない。

III 危機管理担当部署職員の経験年数と研修の実施状況

○危機管理担当部署職員の経験年数別割合

職員の経験年数	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
0年以上～2年未満	56%	61%	64%	59%	61%	58%	52%	51%	57%
2年以上～4年未満	28%	22%	23%	25%	26%	26%	27%	29%	26%
4年以上～6年未満	8%	7%	8%	9%	10%	10%	11%	7%	10%
6年以上～8年未満	3%	3%	2%	3%	2%	3%	5%	3%	3%
8年以上～10年未満	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	2%	1%
10年以上	4%	5%	1%	2%	1%	2%	5%	7%	3%

○危機管理担当部署職員を対象とした危機管理に係る研修等の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
各種講演・研究会等への参加	94%	95%	90%	95%	91%	88%	88%	80%	88%
各種防災システム端末の操作研修	89%	95%	86%	90%	87%	78%	75%	64%	76%
危機発生要因のある施設・避難施設の視察	66%	75%	57%	60%	65%	45%	36%	31%	41%
配属時に行う危機管理研修	49%	75%	26%	30%	61%	15%	10%	8%	14%
定期的な危機管理研修	83%	85%	50%	45%	61%	34%	27%	21%	31%
危機対応機関(消防等)での危機管理研修	64%	85%	62%	40%	30%	26%	23%	21%	26%

1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断(意思決定)する、⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援等に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合(または発生が予想される場合)は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎(災害対策本部設置予定場所)に駆けつける。
- (2) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。

4 避難勧告等の的確な発令

- (1) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援等の要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。

練全体の底上げを図ることを目的とし、平成26年3月に報告書をまとめている。報告書は、モデルとなる防災訓練を実施している20の市区町村及び地域へのヒアリングに基づき、実践的な防災訓練がもたらす効果や実施に向けた留意点等をまとめた内容となっている(特集3-3図、特集3-4図)。

2. 広島市の土砂災害を踏まえた災害リスク情報の的確な提供の推進

(1) 災害の概要

日本付近に前線が停滞し、暖かく非常に湿った空気が流れ込み、平成26年8月19日夜から翌20日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となり、安佐北区三入では1時間降水量101ミリ、3時間降水量217.5ミリを観測するなど観測史上最大の値を記録した。

この影響により、広島市安佐北区及び安佐南区では、同月20日未明に複数箇所土砂災害が発生し、死者74名、負傷者44名(平成26年10月20日午後2時時点の消防庁被害報)という甚大な被害が発生

した。

(2) 政府の対応及び消防機関の活動

ア 政府全体の対応

政府では、平成26年8月20日午前4時20分に官邸に情報連絡室を設置した。同日午前6時30分には安倍内閣総理大臣から、災害応急対策、住民の避難支援、大雨等に関する情報提供、被害の拡大防止等に関する指示が発せられ、午前9時には関係省庁による連絡会議を、午前10時には関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況、各省庁の対応状況等について情報共有を行った。また、午前11時15分には情報連絡室を官邸連絡室に改組、翌21日午後3時には官邸対策室に改組し、体制の強化を図った。

その後、8月22日午前9時、土砂災害の発生から2日経過後もなお、行方不明者が多数おり、救助活動が長期化する事態が生じていることを踏まえ、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づき、平成26年(2014年)8月豪雨非常災害対策本部を格上げ設置するとともに、広島県に、西村内閣府副大臣を本部長とする非常災害現地対策本部を設置する

特集3-3図 実践的な防災訓練がもたらす効果

■実災害時の被害の軽減

- 避難訓練を重ねてきた地域において、震災時に地区ごとに編成した班が避難誘導と安否確認を訓練どおりに行ったことで、犠牲者を最小限に食い止めることができた。(気仙沼市)
- 避難訓練を毎年繰り返し実施してきたことで、避難情報の伝達手段や避難場所の認知等、基礎的な部分の定着を図ることができたため、H23の豪雨災害時も、警戒情報の呼びかけと住民の早めの避難により、人的被害は生じなかった。(見附市)

■自主防災組織など住民組織の活性化

- 一人で避難することが難しい高齢者が多い地域事情を踏まえ、「1人では逃げず、必ず3人以上で逃げる」という方針の訓練を自主防災組織や消防団を中心に10年以上も継続して実施してきた結果、避難行動がより徹底され、地域の防災力が保たれている。(土佐清水市下川口浦地区)

■住民の防災意識の醸成

- 実災害に即した訓練を継続したことにより、地域の防災に対する意識の向上が図られ、これまで5,000人規模であった訓練参加者が、最近では、市人口の1/4に相当する10,000人規模の訓練参加者を維持している。(見附市)
- 訓練対象となった重里地区は広い集落なので小集落ごとに避難場所を地域の方々が選定し、避難行動を行い、安否確認を行うなど、避難意識の強化を図ることができている。(十津川村)

■市町村長及び職員の災害対処能力の強化

- 総合防災訓練の関係者会議のほかに、災害対策本部の本部班・情報庶務班の図上シミュレーション訓練(市長・副市長等含む)などを開催することにより、防災担当職員のみならず、市長や職員全体が防災意識を高め、災害対処能力を強化することができた。(ふじみ野市)

■関係機関との連携強化

- 島内での孤立が発生し、道路交通網や通常の通信手段が寸断される状況のもとで住民を適切に避難させることを目的とし、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、通信事業者(地元FM)等が連携して、訓練に参加した。避難や搬送に加え、被害情報の収集や避難指示の伝達においても、関係機関が連携し、役割を確認しながら訓練が実施された。(奄美市)

■災害応急対策のマニュアル等への反映

- 市内全避難所を開設した避難所運営訓練を実施したことにより、多数の避難者の受入れに対する課題を検証した結果、様式の簡素化を図るなど、避難所運営体制の改善につなげた。(ふじみ野市)
- 高校生が、地域防災の担い手として、避難所開設時の受付、炊き出し等の活動に関する可能性を見出すことができた。(上富田町)

「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」(平成26年3月)より

ことを決定した(現地対策本部については、同年9月9日に現地連絡調整室となり、9月19日に閉室)。

被災者の生活支援を広島県及び広島市と連携して迅速かつ的確に進めるため、8月25日、現地対策本部に「被災者支援チーム」を設置した。また、広島県、広島市及び現地対策本部が、現地における課題解決を迅速かつ包括的に進めるため、「8.20 土砂災害応急復旧連絡会議」を翌26日に設置した。

イ 消防庁の対応

消防庁では、平成26年8月20日午前4時30分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室(第1次応急体制)」を設置、同日午前8時30分には国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部(第2次応急体制)」に改組し、広島県、広島市及び広島市消防局に対して適切な対応及び被害状況の報告を求めるなど、情報収集を実施した。

その後、同日午後0時30分に広島県知事から消防組織法に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を受

け、消防庁長官が1府3県の知事(大阪府、鳥取県、岡山県、高知県)に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。翌21日午後7時30分には、救助体制を強化するため、新たに3県の知事(島根県、山口県、愛媛県)に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。

同月22日午前9時00分には、災害対策基本法に基づき、政府に「平成26年(2014年)8月豪雨非



広島市安佐南区上空からの被害状況
(国土地理院提供)

特集3-4図 実践的な防災訓練の実施に向けて

○実践的な防災訓練に関するポイント

企画準備	参加人数や規模にとらわれることなく、より実践的な訓練を志向し、訓練の方法、日時、場所等を十分検討していくこと
	過去に地域で起きた災害の状況や教訓を、記録や調査などを通じて積極的に掘り起こし、訓練に生かしていくこと
住民参画	地域住民が避難場所の選定や避難方法の検討などに企画段階から主体的に参画し、訓練内容に反映させること
	地域住民自身の主体的な取組を把握するとともに、さらにその取組を参考にして、他の地域に広げていくこと
想定・シナリオ	地域の地理的条件や人口構成などを考慮し、地域の実情にきめ細かく対応した訓練内容にしていくこと
	「訓練できないことは、本番ではできない」ということを鑑み、訓練の内容は実災害時の動きに即したものとすること
	訓練実施の時間帯を昼間以外に実施することなど様々な想定を試行し、訓練がマンネリ化しないよう工夫すること
関係機関	災害時に関係機関や団体等にすぐに必要な活動要請が行えるよう、幅広く関係機関に積極的な参加を呼びかけるとともに、企画段階から連携を強化しておくこと
庁内体制	市町村長が訓練の企画・実施に際し、庁内各部門への指示、住民・自主防災組織、関係機関への働きかけを行うなどリーダーシップを発揮していくことや、自らが災害対処能力の研鑽に努めること
	防災担当職員が自らの問題意識を踏まえ積極的に発案するとともに、実施調整において積極的に行動していくこと
	防災担当以外の職員も災害時に主体的な行動がとれ、庁内一丸となって対処できるよう訓練に取り組むこと
継続	訓練を継続的に行うことにより、住民の防災意識を維持するとともに、訓練の準備過程で構築された関係機関・団体や住民組織との連携体制を持続させること

「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」(平成26年3月)より

常災害対策本部」が設置されたことを受け、消防庁の体制を消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」に改組した。

また、発災直後から消防庁職員及び消防研究センター職員を現地活動支援のために派遣し、被害状況の確認、緊急消防援助隊に関する調整等を実施した。

ウ 緊急消防援助隊の活動

消防庁から出動の求めを受けた緊急消防援助隊は、高度救助隊及び航空隊を中心とする編成で広島

市へ出動した。活動概要は以下のとおりである（**特集3-3表**）。

(ア) 出動期間

平成26年8月20日から同年9月5日まで（17日間）

(イ) 活動規模

a 694隊 2,634人

b 活動規模のピーク

62隊 228人(平成26年8月28日・同月30日)

(ウ) 主な活動内容



消防庁職員による現地活動支援の状況
(平成26年8月28日・広島市)



家屋倒壊現場における活動
(平成26年8月21日・広島市)
(岡山市消防局提供)

特集3-3表 活動規模（延べ人数）

緊急消防援助隊	活動規模
岡山市指揮支援隊（岡山市消防局）	17隊 68人
大阪府大隊（大阪市消防局航空隊）	17隊 119人
岡山県大隊（14消防本部、岡山県消防防災航空隊）	333隊1,106人
鳥取県大隊（鳥取県消防防災航空隊）	17隊 102人
高知県大隊（高知県消防防災航空隊）	17隊 119人
島根県大隊（9消防本部）	62隊 288人
山口県大隊（12消防本部）	87隊 379人
愛媛県大隊（9消防本部）	144隊 453人
合計（45消防本部、3県消防防災航空隊）	694隊2,634人

a 岡山市指揮支援隊は、消防をはじめ、自衛隊、警察等の関係機関で設置した現地合同指揮所において、活動エリアの区割りなど活動方針について他機関との調整を実施するとともに、緊急消防援助隊各隊に対する一体的な活動管理を実施した。

b 陸上隊は、災害現場において被害情報を収集するとともに、重機、津波・大規模風水害対策車両等の特殊車両を活用し、高度救助隊を中心として要救助者の捜索、救助、がれき除去活動等を実施した。

また、宿営地の広島県消防学校では、拠点機能形成車両等を活用し、隊員の後方支援活動を実施した。

c 航空隊は、上空からの被害情報の収集、要救助者の捜索、隊員等の輸送を実施した。

また、被害情報の収集において、緊急消防援助隊の活動では初めてヘリサットシステムを活用し、消防庁ヘリ5号機（高知県消防防災航空隊運航）から消防庁に映像を送信した。

エ 広島県内広域消防相互応援協定に基づく応援

平成26年8月20日午前11時15分に広島市長から広島県内広域消防相互応援協定に基づく応援要請を受けて、広島県内12消防本部（広島市消防局を除く全消防本部）の応援隊が出動した。

また、同月28日午後1時20分には、同協定に基づき、消防団に対する応援要請があり、県内8市町消防団（廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町）の応援隊が出動した。活動概要は以下のとおり。

（ア）出動期間

平成26年8月20日から同年9月5日まで（17日



重機による活動
（平成26年8月27日・広島市）
（岡山市消防局提供）



小型水陸両用バギーによる活動
（平成26年8月29日・広島市）
（岡山市消防局提供）

間)

（イ）活動規模

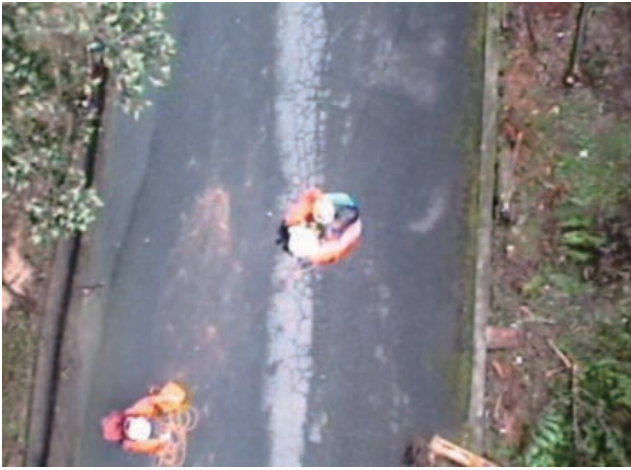
- a 全体（延べ人数）
1,512人（うち県内応援消防団41人）
- b 活動規模のピーク
146人（平成26年8月29日）

（ウ）主な活動内容

a 広島県内消防本部応援隊は、災害現場において被害情報を収集するとともに、要救助者の捜索及び救助活動を実施した。

また、無線中継車を活用し、被害状況や消防機関の活動状況について、消防庁に対して映像送信によるリアルタイムの情報提供を実施した。

b 広島県内消防団応援隊は、広島市消防局、広島県内消防本部応援隊及び緊急消防援助隊とともに要救助者の捜索及び救助活動を実施した。



ヘリによる救助活動
(平成26年8月20日・広島市)
(広島市消防局提供)



現地合同指揮所の状況
(平成26年8月27日・広島市)

オ 広島県防災航空隊

広島県防災航空隊は、広島県災害対策本部の指示により、平成26年8月20日午前7時20分から安佐北区及び安佐南区の上空で被害情報を収集した。

また、安佐南区八木の孤立地域において要救助者の救助活動、河川の捜索活動等を実施した。

カ 広島市消防局及び広島市消防団(地元消防機関)

広島市では、平成26年8月20日午前1時35分に「広島市災害警戒本部」を設置し、その後、同日午前3時30分に「広島市災害対策本部」に格上げした。

広島市消防局は、災害発生後直ちに被害情報を収集するとともに、要救助者の捜索及び救助活動を実施した。

また、広島市消防団は、広島市消防局、広島県内消防本部応援隊及び緊急消防援助隊と要救助者の捜索及び救助活動を実施するとともに、避難誘導や避難所における支援活動を実施した。

キ 関係機関との連携

発災直後から安佐南区の災害現場近くに設置された現地合同指揮所において、消防、自衛隊、警察、国土交通省（TEC-FORCE）等の関係機関が集まり、2次災害発生の危険性など災害現場の情報を共有するとともに、活動エリアの区割りなど活動方針を調整・決定した。

また、災害現場においても、自衛隊、警察等と連携し、要救助者の捜索及び救助活動を実施した。

(3) 災害を踏まえた災害リスク情報の的確な提供の推進

ア 深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供

平成11年（1999年）6月に広島市において発生した土砂災害を教訓に、平成12年（2000年）に土砂災害防止法が制定されたにもかかわらず、再びその近隣地域において、前回は大きく上回る甚大な被害が発生した。これを踏まえ、こうした大規模な災害を二度と起こさないよう、平成26年9月5日、「平成26年8月豪雨非常災害対策本部」において、関係府省庁が行う主な取組事項を決定した。

取組事項としては、今回の広島市については、夜間における避難勧告のあり方が課題となったことから、「深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供」をその1つに掲げており、消防庁では具体的に以下の取組を行っている。

(ア) 平成26年4月に改定した『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』の周知徹底、確認

土砂災害について、避難準備情報の判断基準の設定例を、「大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合」としており、また、「基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する」としているなど、ガイドラインにおける主な記載内容を改めて周知するとともに、判断基準がガイドラインに照らして不足、不備等ある場合は必要な見直しを行うよう、平成26年9月、地方公共団体に依頼した。

(イ) 市町村における緊急速報メールの整備促進、防災行政無線の戸別受信機の配備促進

夜間や早朝を問わず、住民に即時、確実に情報を伝達するには、複数の情報伝達手段を組み合わせる必要があることから、市町村における緊急速報メー

ルについて、早急に100%を目指し整備促進するとともに、防災行政無線の戸別受信機の配備を図っていく。さらに、Lアラート（災害情報共有システム）の平成26年度中の全都道府県への導入決定を目指し、順次活用を進めていく。

イ 突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討

昨今、突発的局地的な豪雨に伴う土砂災害が頻発していることを踏まえ、平成26年10月に「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」を発足させ、このような場合における防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達について、どういった情報をどのような範囲でどう伝達すべきか検討している。

具体的には、防災行政無線（屋外スピーカー・戸別受信機）や登録制メール等の情報伝達手段を活用し、エリアを限定した情報伝達をどのように行うかについて検討し、平成26年度中に結論をとりまとめることを予定している。

3. 御嶽山噴火災害への対応

(1) 災害の概要

平成26年9月27日午前11時41分頃から御嶽山で火山性微動が発生し始め、同日午前11時52分頃に噴火が発生した。今回の噴火は昭和54年（1979年）の噴火と同程度かやや大きい規模の水蒸気爆発と考えられており、御嶽山での噴火は、平成19年3月下旬に発生したごく小規模な噴火以来となる。この噴火により、長野・岐阜両県において、死者57名、負傷者69名、行方不明者6名（平成26年10月23日午後3時時点の消防庁被害報）という甚大な被害が発生した。

(2) 政府の対応及び消防機関の活動

ア 政府全体の対応

政府では、平成26年9月27日午後1時23分に官邸に情報連絡室を設置した。同日午後2時30分には官邸連絡室に改組するとともに、安倍内閣総理大臣から、被災状況の把握、被災者の救助、登山者や住民の安全の確保、登山者及び住民に対する迅速的確な情報提供等に関する指示が発せられ、午後3時には関係省庁担当者会議を、午後4時40分には関

係省庁災害対策会議を開催し、被害状況、各省庁の対応状況等について情報共有を行った。

翌28日午後2時には官邸連絡室を官邸対策室に改組し、さらに同日午後5時、多数の犠牲が生じており、なお多数の行方不明者が存在するという事態を踏まえ、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づき、平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部を格上げ設置するとともに、長野県庁に、松本内閣府大臣政務官を本部長とする非常災害現地対策本部を設置することを決定した（現地対策本部については、同年10月16日の長野県災害対策本部における全面的な搜索活動の終了決定を受けて、翌17日に廃止）。

イ 消防庁の対応

消防庁では、平成26年9月27日午後2時30分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置、同日午後8時20分には国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」に改組し、長野県及び岐阜県等に対して被害情報の報告を求める等、情報収集を実施した。

その後、同日午後8時30分に長野県知事から消防組織法に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を受け、消防庁長官が1都3県の知事（東京都、静岡県、山梨県及び愛知県）に対して、緊急消防援助隊の活動を求めた。

翌28日午後5時00分には、災害対策基本法に基づき、政府に「平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部」が設置されたことを受け、消防庁の体制について、消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」に改組した。

さらに、同月30日午後0時50分には、航空体制を



御嶽山の噴火状況



消防庁長官による消防隊員の激励
(平成26年10月9日・王滝村・八海山荘)

強化するため、東京消防庁大型ヘリコプターの出動を求めるとともに、同年10月14日午前9時30分には、捜索体制を強化するため、新たに2県の知事(岐阜県、富山県)に対して、緊急消防援助隊の出動を求めた。

また、発災直後から現地活動支援のために消防庁職員を長野県庁・王滝村役場等に派遣し、被害状況の確認、緊急消防援助隊に関する調整等を実施した。

同年10月9日には、消防庁長官が、過酷な環境で活動する隊員への総務大臣からの激励のメッセージを伝達するとともに、消防隊員の活動状況を視察し、激励した。

ウ 緊急消防援助隊

消防庁長官から出動の求めを受けた緊急消防援助隊は、火山ガス(硫化水素、亜硫酸ガス)の検知が行える資機材(LCD3.3)を保有する高度救助隊、山岳地域での活動に精通した救助隊及び航空隊を中心とする編成により、御嶽山へ出動した。活動概要は以下のとおり(特集3-4表)。

(ア) 出動期間

平成26年9月27日から同年10月17日まで(21日間)

特集3-4表 活動規模(延べ人数)

緊急消防援助隊	活動規模
東京消防庁指揮支援隊	20隊 49人
名古屋市消防局指揮支援隊	20隊 131人
東京都大隊(東京消防庁)	306隊 1,335人
山梨県大隊(6消防本部)	252隊 913人
静岡県大隊(8消防本部)	180隊 742人
愛知県大隊(22消防本部)	208隊 886人
岐阜県大隊(9消防本部)	30隊 150人
富山県大隊(5消防本部)	33隊 126人
合計(51消防本部(航空小隊含む。))	1,049隊 4,332人



火山ガスを検知する救助隊
(平成26年9月28日・御嶽山黒沢口登山道)
(名古屋市消防局提供)

(イ) 活動規模

- a 1,049隊 4,332人
- b 救助活動のピーク
73隊 304人(平成26年10月16日)

(ウ) 主な活動内容

- a 東京消防庁指揮支援隊は、発災後直ちに長野県庁に設置された消防応援活動調整本部に参集し、長野県、警察庁、防衛省、気象庁等の関係機関と連携の上、被害情報の収集、緊急消防援助隊各隊の活動方針の調整等を実施した。また、隊員の安全を確保するため、火山ガス及び降雨に対する活動中止並びに再開の基準の作成、これらの基準に基づく判断等について、関係機関との検討・調整等を実施した。
- b 名古屋市消防局指揮支援隊は、発災後直ちに木曾広域消防本部に参集し、指揮支援活動を開始した。その後、関係機関との連携を強化するため、活動場所を王滝村役場に設置された現地合同指揮所に移動し、各関係機関の活動内容及び活動範囲、山頂への進出手段等について、自衛隊及び警察等と調整を実施するとともに、調整結果を踏まえた緊急消防援助隊各隊の活動内容等の決定、緊急消防援助隊各隊の活動管理等を実施した。
- c 陸上隊は、発災翌日の早朝から2つの登山道に分かれて入山し、救助活動を開始した。山頂付近の山荘等において複数の要救助者を発見し、ロープやバスケット担架等を用いて、急峻な登山道を搬送した。平成26年10月1日からは、自衛隊ヘリコプターによる山頂への隊員及

び資機材の輸送を開始し、活動エリアを区分けする等自衛隊や警察と連携の上、削岩機やハンマードリル等を用いた噴石の除去、ロープやスケッドストレッチャー等を用いた要救助者の搬送等の活動を実施した。同月7日からは、登山道以外の部分について面的な搜索活動を開始し、人海戦術による火山灰をかき分けながらの搜索を実施した。これらの活動は、火山活動が継続している中での活動であったことから、火山ガス検知器や防毒マスク等を携行する等、安全管理を徹底した上で実施した。

また、標高3,000メートルという活動現場であり、頭痛や低体温症を訴える隊員が出るなど厳しい活動環境であったため、隊員の体調管理を徹底した。

d 航空隊は、上空からの被害情報の収集、要救助者の搜索を実施した。

また、被害情報の収集においては、ヘリサットシステムを活用し、消防庁ヘリ1号機（東京消防庁航空隊運航）から消防庁に映像を送信した。

エ 長野県消防相互応援協定に基づく応援

平成26年9月27日午後2時52分に、木曽広域連合長からの長野県消防相互応援協定に基づく要請を受けて、松本広域消防局の応援隊が出動した。その後、同日午後7時30分及び午後9時15分に増隊要請を受け、木曽広域消防本部を除く長野県内13消防本部から合計39隊118人が出動した。活動概要は以下のとおり。

(ア) 出動期間

平成26年9月27日から同年10月17日まで（21日間）

(イ) 活動規模

a 全体（延べ数）

478隊 1,483人

b 救助活動のピーク

39隊 118人（平成26年9月28日）

(ウ) 主な活動状況

長野県消防相互応援隊は、災害現場において緊急消防援助隊とともに、要救助者の救助活動及び救急活動等を実施した。また、無線中継車を活用し、消防機関の活動状況等について、消防庁に対して映像送信によるリアルタイムの情報提供を実施した。

オ 長野県及び岐阜県防災航空隊

長野県及び岐阜県の防災航空隊は、上空からの要救助者の搜索活動及び救急搬送等を実施した。

カ 地元消防機関の活動

(ア) 長野県

木曽広域消防本部は、発災後直ちに被害情報を収



無線中継車による現地映像の送信
（平成26年10月11日・王滝村）
（長野市消防局提供）



バスケット担架等を用いた搬送
（平成26年9月28日・御嶽山王滝口登山道）
（東京消防庁提供）



自衛隊の大型ヘリコプターによる救助隊の輸送
（平成26年10月11日・御嶽山二ノ池）
（東京消防庁提供）

集するとともに、地元消防機関として地理情報に長けていたことから、災害現場において緊急消防援助隊を先導する等、関係機関と連携した要救助者の救助活動等を実施した。

また、木曾町消防団及び王滝村消防団は、ヘリベースとなった松原スポーツ公園において、粉塵が舞い上がるのを防ぐために散水活動を実施する等、支援活動を実施した。

(イ) 岐阜県

下呂市消防本部は、災害発生後直ちに被害情報を収集するとともに、岐阜県警察と連携し、要救助者の救助活動等を実施した。

また、下呂市消防団は、下呂市災害対策本部に入り、情報収集活動等を実施した。

(3) 火山噴火に関して緊急的に行う主な被害防止対策

御嶽山噴火では、火口周辺で多くの登山者が被災し、我が国の火山防災対策に関する様々な課題が整理されているところである。今回の噴火を教訓に、こうした火山災害を二度と起こさないよう、関係府省庁において、「火山噴火に関して緊急的に行う主な被害防止対策」が取りまとめられ、以下の主な取組みを緊急的に行うものとしている。

ア 緊急の取組

(ア) 緊急調査の実施

常時観測47火山における災害情報伝達手法、避難施設（退避壕・退避舎等）の整備状況・計画等に係る緊急調査

(イ) 常時観測47火山全てにおける火山防災協議会の設置

各火山防災協議会への国の職員の参画や、火山防災協議会等連絡・連携会議の定期的な開催などを通じ、各火山地域への働きかけを強化

(ウ) 登山者や旅行者に対する適切な情報提供と安全対策

- a 登山者等に対する火山防災情報の提供のあり方を検討した上で、確実かつ迅速な情報伝達のため、携帯電話やサイレン等多様な手段の整備促進
- b ホームページや旅行業者等を通じて、安全確保に必要な最新の火山防災情報を登山者や旅行者に提供するとともに、御嶽山噴火に関し

ての風評被害を防止するための正確な情報を発信

- c 火山における登山届の位置づけの明確化について地方公共団体に働きかけ

(エ) 火山観測体制の強化等

- a 御嶽山噴火に関する総合調査、御嶽山の火山活動の推移を把握するための観測強化
- b 火口付近への観測施設増強の検討
- c 常時観測が必要な火山の見直し

イ 中期的な取組

(ア) 避難施設の整備、救助体制の強化

- a 登山者等の安全確保のため、地方公共団体における退避壕等の整備に対する支援拡充
- b 火山災害現場での救助・情報収集に必要な装備等の充実強化
- c 山岳救助活動のあり方に関する検討

(イ) 火山観測体制の更なる強化と調査研究の推進

- a 水蒸気噴火をより早期に把握できる手法の開発
- b 火山災害の軽減に貢献する研究の充実及び研究人材の育成方策を検討
- c 地震・火山観測施設のうち更新が必要な施設への計画的な対応

ウ 継続的な取組

(ア) 火山災害に対する防災教育の推進

- a 山岳協会等と連携した、登山者に対する防災教育の実施に向けた検討
- b 指導方法の開発や防災アドバイザーの派遣等、学校における実践的な安全教育への支援を、火山地域においても重点的に実施

(イ) 火山防災訓練の推進

- a 複数の地方公共団体や火山防災協議会メンバーが連携した訓練
- b 火山ハザードマップに即した訓練
- c 住民のみならず登山者や旅行者への迅速な情報伝達体制を確認する訓練

4.

福岡市の有床診療所火災を踏まえた有床診療所・病院火災対策の推進

(1) 福岡県福岡市診療所火災の概要

平成25年10月11日、福岡県福岡市の有床診療所において、死者10名、負傷者5名という重大な人的被害を伴う火災が発生した。医療施設で10名以上の死者を伴う火災が発生したのは、昭和48年（1973年）の福岡県北九州市における火災（死者13名）以来のことである。

この有床診療所は、鉄筋コンクリート造の地下1階・地上4階建の建物で、火災発生時は自動火災報知設備の鳴動後、当直の職員が火災を発見したが、施設から消防機関への通報は行われなかった。また、初期消火のための消火器・屋内消火栓設備は設置されていたものの、使用されなかった。

この有床診療所では、消防訓練が適切に実施されておらず、また、建築基準法上の定期調査報告の対象として特定行政庁（福岡市）により指定されていなかったため、設置されていた防火戸の点検も適切に行われていなかった。

このように初動対応が不十分であったことや階段部分の防火区画（堅穴区画）を形成する防火戸が閉鎖せず、階段室等を経由して早期に煙が建物内に充満したことが、多数の死傷者を発生させた一因として考えられている。

(2) 全国の有床診療所・病院に対する実態調査の概要

この火災を踏まえ、消防庁、厚生労働省及び国土交通省において、実態調査を行った。

このうち、消防庁の「病院・診療所等に係る実態調査」によると、病院（1万2,429施設）のうち、スプリンクラー設備の設置義務のない3,000m²未満

の施設は5,638施設（45%）あり、スプリンクラー設備の設置率は13%であった（病院全体では58%）。また、法令で義務付けられている年2回以上の消火・避難訓練の実施率は病院全体で70%であった。

有床診療所（7,744施設）のうち、スプリンクラー設備の設置義務のない6,000m²未満の施設は7,660施設（99%）あり、スプリンクラー設備の設置率は4%であった（有床診療所全体では5%）。また、法令で義務付けられている年2回以上の消火・避難訓練の実施率は有床診療所全体で36%であった（**特集3-5表**）。

(3) 有床診療所・病院における今後の火災対策のあり方

この火災を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」の下に学識経験者、有床診療所・病院関係団体、消防機関、関係省庁（厚生労働省及び国土交通省）で構成される「有床診療所・病院火災対策検討部会」を発足させ、有床診療所・病院等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行い、平成26年7月に報告書を取りまとめた。報告書を踏まえ、消防庁においては、関係機関と連携しながら、以下の対策の実施を進めている。

ア 自主チェックシステム等ソフト面での対策

ICTを活用し、関係省庁間で情報を共有できる「有床診療所防火対策自主チェックシステム」が、平成26年4月から運用を開始し、全国で利用が進んでいるが、防火対策の充実のため、更なる利活用の促進を図っている。また、「有床診療所等における火災時の対応指針」による実践的な訓練の実施を推進するなど、防火管理体制の向上を図っている。

特集3-5表 防火対象物数・規模別・スプリンクラー設備設置状況

病院

全体	12,429	100m ² 未満	100-200m ²	200-300m ²	300-500m ²	500-700m ²	700-1,000m ²	1,000-1,500m ²	1,500-3,000m ²	3,000-6,000m ²	6,000m ² 以上
		94	188	202	311	281	435	970	3,157	2,856	3,935
SP設置	7,205	0	11	11	22	29	54	108	525	2,597	3,848

有床診療所

全体	7,744	100m ² 未満	100-200m ²	200-300m ²	300-500m ²	500-700m ²	700-1,000m ²	1,000-1,500m ²	1,500-3,000m ²	3,000-6,000m ²	6,000m ² 以上
		79	275	341	831	1,078	1,886	1,888	1,114	168	84
SP設置	416	1	11	8	22	21	32	47	80	116	78

(有床診療所防火対策自主チェックシステムの概要)

有床診療所の防火対策は、消防、建築、医療分野にまたがり、関係省庁が連携してサポートすることができる。また、ICT技術を活用して自主チェックしたデータを関係省庁が共有することにより、効果的な対策を講じることができる。

- ・入力項目は、消防・建築・医療に関するもの（約30項目）を横断的に設置
- ・消防訓練、防火戸等の作動点検、医療機器の保守点検などの実施状況について、事業者自らがチェックし、システムに入力
- ・法定点検項目に要改善箇所があれば表示する機能を有し、事業者が自ら防火対策の改善点を把握することが可能
- ・消防庁に設置したサーバーに蓄積された情報を関係省庁で共有し、早期改善の促進に向けた方策を横断的に検討
- ・地方においては、消防部局・建築部局・医療部局が連携して早期改善を促進

なお、建築基準法が改正（平成26年法律第54号）されたことを受け、国土交通省において、防火戸を含む防火設備などの定期調査・検査の対象の見直しを行うなど防火設備に関する検査の徹底等を行うこととされている。

イ スプリンクラー設備等ハード面での対策

有床診療所・病院について、面積にかかわらず消火器及び火災通報装置の設置を義務化するとともに、特に「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務づけることとした。こうした設置基準の強化を主たる内容とする消防法施行令の一部を改正する政令は平成26年10月16日に公布された（施行日：平成28年4月1日）。

ウ その他必要な対策

消防部局、医療部局及び建築部局等の関係機関における情報の共有・連携が不可欠であることから、立入調査等実施時において建築基準法や消防法など

の防火関係規定の不備を把握した行政機関から他の関係部局への情報共有を適切に実施することで、その後の改善に的確に結びつけていくことのできる体制の構築を図っている。

5. 最近の爆発事故等を踏まえた石油コンビナート等における災害対策の推進

(1) 石油コンビナート等における最近の事故の状況

東日本大震災後においても、石油コンビナート等における特定事業所では爆発火災等の重大事故が発生し、その一部は多数の死傷者が出るなど深刻な事故（特集3-6表）となっている。

(2) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

前述の事故のうち、平成26年1月に発生した三菱マテリアル（株）四日市工場における爆発火災事故を契機として、平成26年2月に内閣官房の主導により、石油コンビナート等の保安に関する規制を行う消防庁、厚生労働省及び経済産業省（以下「3省」という。）が参加して、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」が設置された。

当該連絡会議では、石油コンビナート等における重大事故の発生防止に向けて事業者及び業界団体が取り組むべき事項並びに国及び地方公共団体も含めた関係機関が連携して取り組む事項等について平成26年5月に報告書として取りまとめた。3省では連携して、関係業界団体^{*1}に対し連名で当該報告書

特集3-6表 最近の重大事故

年月	場所（コンビナート名称）	死傷者数
平成23年11月	東ソー（株）南陽事業所／山口県周南市（周南）	死者1名
平成24年4月	三井化学（株）岩国大竹工場／山口県玖珂郡和木町（岩国・大竹）	死者1名負傷者21名
平成24年9月	（株）日本触媒姫路製造所／兵庫県姫路市（姫路臨海）	死者1名負傷者36名
平成26年1月	三菱マテリアル（株）四日市工場／三重県四日市市（四日市臨海）	死者5名負傷者13名
平成26年9月	新日鐵住金（株）名古屋製鐵所／愛知県東海市（名古屋港臨海）	負傷者15名

* 1 石油コンビナート等災害防止法の特定事業所を多く会員に有する業界団体。具体的には、一般社団法人新金属協会、石油化学工業協会、石油連盟、電気事業連合会、日本LPガス協会、一般社団法人日本化学工業協会、一般社団法人日本ガス協会、日本タンクターミナル協会及び一般社団法人日本鉄鋼連盟

に基づく取組を要請するとともに、各都道府県に対して石油コンビナート等における災害防止対策の推進に引き続き努めるよう通知した。

また、報告書を踏まえ、「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」を新たに設置し、3省で事故情報や政策動向を共有するとともに、「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト」を共同で開設し、事故情報等を発信している。

石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_16.html

(3) 石油コンビナート等の防災体制の強化

近年の石油コンビナート等特別防災区域での大規模な爆発事故や南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が懸念されること等を踏まえ、消防庁では「石油コンビナート等防災体制検討会」等の検討会を開催し、平成24年度に防災アセスメント指針の改定、平成25年度には自衛防災組織等の防災活動の手引きの改定を行うなど、石油コンビナート等における防災体制の充実強化を図っている。

平成25年度に開催された「石油コンビナート等防災体制検討会」においては、災害を想定した①関係機関の情報共有、②関係機関の連携体制、③住民等への情報伝達、④教育・訓練体制の充実が必要であり、そのための一元的な連絡調整等を行う組織である石油コンビナート等防災本部の役割が重要であることが提言されている。これを踏まえ、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」（平成26年10月14日公布）により、災害の拡大防止、早期鎮圧、二次災害防止等の観点から、災害時において特定事業者が消防機関等へ情報提供を行う体制の整備について、特定事業者の策定する防災規程に定めることとされた（平成27年4月1日施行）。さらに、平成26年度は石油コンビナート等防災本部の機能について、訓練を通じた強化方法を検討するため、有識者等による検討会を開催している。

石油コンビナート等の防災体制の強化について、消防庁では、国土強靱化基本計画で示されたサプライチェーン等の維持や石油コンビナートの損壊、火災、爆発等への対応として、平成25年3月に改定した「石油コンビナートの防災アセスメント指針」

に基づく、関係道府県が作成する石油コンビナート等防災計画の見直しの促進を行うとともに、緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の体制整備、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施の推進を行っている。さらに、自衛防災組織等の技能を向上させることにより、防災体制の充実強化を図ることとしている。

(4) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

石油コンビナート等における特定事業所には、災害対応を行うための消防車等を備えた自衛防災組織や共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）が置かれている。これらの自衛防災組織等において、保有する消防車両の操作技能を高めていくことは、石油コンビナート等の保安の確保、被害拡大の防止の観点から、極めて重要である。このため、消防庁では自衛防災組織等の技能及び士気の向上によって、石油コンビナート等の防災体制の充実強化を図ることを目的とした「石油コンビナートにおける自衛防災組織の技能コンテスト」を平成26年度から開催することとした。

当該コンテストは、11月5日の「津波防災の日」の前後に実施し、特定事業所内で大型化学高所放水車及び泡原液搬送車を使用して行い、優良な成績を収めた自衛防災組織等に対し総務大臣表彰を行うこととしている。



「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の様子